

第3次南箕輪村地域福祉計画／南箕輪村障がい者福祉計画 策定支援業務 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、南箕輪村（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する第3次南箕輪村地域福祉計画／南箕輪村障がい者福祉計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の適正な成果を期するため、業務の標準を示すものである。

(準拠する法令等)

- 2 本業務は、本仕様書、設計図書、契約書によるほか、次の各号に掲げる法令等に基づき、正確に実施しなければならない。
 - (1) 社会福祉法（昭和46年法律第45号）
 - (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号、以下「成年後見制度利用促進法」という。）
 - (3) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号、以下「再犯防止法」という。）
 - (4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号、以下「基本法」という。）
 - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「総合支援法」という。）
 - (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - (7) 南箕輪村第6次総合計画（令和7年度策定予定）
 - (8) 南箕輪村財務規則及び諸規則
 - (9) その他関係法令等

(作業計画)

- 3 乙は、本業務実施に先立ち、着手届、業務工程表、管理技術者届、作業実施計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(疑義)

- 4 乙は、本業務実施中、疑義を生じた場合または明記されていない事項については、速やかに甲に報告し、双方で協議の上、甲の指示に従うものとする。

(打合せ記録)

- 5 乙は、甲との打ち合わせ時には常に記録とを取り、甲の定める監督員の承諾を得なければならない。

(貸与資料)

- 6 甲は、甲が所有する資料で本業務上必要なものは、速やかに乙に貸与する。なお、乙は、その都度借用書を甲に提出し、作業終了後は責任をもって速やかに返納しなければならない。この場合、乙は、データの漏洩等が生じないように十分に注意するものとする。

(紛争の回避)

- 7 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要な時は、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(秘密の保持)

- 8 乙は、業務遂行中に知り得た資料、成果等の情報を甲の許可なく他に漏らしたり、使用したりしてはならない。

(品質管理)

- 9 乙は、業務の進捗状況を随時甲に報告し、適切な工程管理を実施するとともに、品質管理に努めなければならない。

(検査)

- 10 乙は、業務完了後速やかに成果品を甲に提出し、検査を受けるものとする。
乙は、業務完了後、乙の過失による成果品の不良個所が発見された場合は、甲が必要と認める補足・訂正等必要な作業を乙の負担において実施しなければならない。

(工期)

- 11 本業務の履行期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。契約書には令和7年度分と令和8年度分を記載する。

第2章 業務内容

(業務の目的)

- 12 第3次南箕輪村地域福祉計画及び南箕輪村障がい者福祉計画の計画期間が令和8年度末に終了となるため、これまでの取り組みや事業実施状況の評価・課題分析を踏まえた見直しを行い、「地域共生社会」の実現に向け、それぞれ新たな計画策定を行う。計画策定にあたっては、関連計画との整合性を図り、関係法令に示された基本指針及び国が定める策定ガイドラインに基づき、計画の基本理念や目標、具体的施策、地域住民や行政、社会福祉協議会等の各主体の役割分担等について検討を行い、計画案を策定するものとする。

(業務対象計画)

- 13 本業務の対象となる計画は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 第3次南箕輪村地域福祉計画（南箕輪村成年後見制度利用促進計画及び南箕輪村再犯防止推進計画を含む。以下、「地域福祉計画」という。）
(2) 南箕輪村障がい者福祉計画（南箕輪村障害者計画、南箕輪村障害福祉計画及び南箕輪村障害児福祉計画を一体的に作成した計画。以下、「障がい者福祉計画」という。）

(業務内容)

- 14 業務の内容は、以下のとおりである。

地域福祉計画

【令和7年度業務】

(1) 計画準備

本業務を円滑に進めるため、調査に必要な資料の収集や、工程の確認等の準備を行う。

(2) 現計画の事後評価

現計画並びに地域福祉に関連する庁内各課及び地域の取り組みについて、達成状況や課題・今後の改善点・方向性等を取りまとめ、現計画の評価検証を行う。

(3) 村民意識調査

地域福祉に関する村民の意識調査を行う。

ア アンケートの設計及び調査票の作成

アンケート調査票の設計の際には、下記に示す事項に留意して作成する。

- ① 村民の意識変化について把握するため、過去に実施している地域福祉計画に関するアンケート調査と同一の設問を含めること。
- ② 「（２）現計画の事後評価」に必要と思われる設問を含めること。
- ③ 今後の施策検討等に必要と思われる設問を含めること。
- ④ 返送及びデジタルでの回答を可能とすること。
- ⑤ 対象者は甲が無作為に抽出する。対象は約 2,500 人とする。ただし、障がい者福祉計画の対象と重複する可能性あり。
- ⑥ ①～⑤を踏まえ、甲と協議の上調査票を作成すること。

イ アンケートの実施・集計・分析

乙はアンケート調査票及びアンケート依頼文の印刷、宛名作成、封入等、発送・回収に係る一切の作業を行う。

ウ アンケートのデータ入力及び集計・分析

乙は回収したアンケート調査票を入力、集計及び分析し、甲が別途指示する日に「令和 7 年度地域福祉に関する村民意識調査報告書」を提出すること。

【令和 8 年度業務】

（１）現状と課題をふまえた計画骨子案の作成

現計画期間中の事業の取組・事業評価等を基に、計画の基本理念、目標、施策の体系等、計画全体を示す骨子案を作成する。

（２）計画案の作成

各種調査結果や福祉計画策定懇話会（以下、「懇話会」という。）等の意見をふまえながら、具体的な施策内容、地域住民や行政、社会福祉協議会等の各主体の役割分担等の検討を行い、計画案を作成する。作成にあたっては、施策・事業の整理を行い、庁内関係課と十分に協議を重ね、本村の現状や課題をふまえるものとする。

【令和 7 年度、令和 8 年度共通業務】

（１）村民の意見を取り入れた計画策定

① 村民ワークショップの運営支援

関係者を集めたワークショップを開催し、地域福祉を推進する上での課題や解決策について検討が行えるよう企画・運営・とりまとめを支援する。令和 8 年度策定予定の南箕輪村高齢者福祉計画にも反映できる内容とする。参加対象及び開催回数については甲と協議の上、決定する。

② 関係団体・個人等ヒアリングの実施

地域福祉施策に関する村内の関連団体や社会福祉協議会等の団体及びサロン等に参加する個人等にヒアリングを行い、施策展開の可能性を調査する。令和 8 年度策定予定の南箕輪村高齢者福祉計画にも反映できる内容とする。対象は甲と協議の上、決定する。

③ 現行計画の「地区カルテ」の更新

各地区の情報を最新のものに更新すること。

（２）庁内職員学習会（仮）の開催（想定回数：2 回）

本村では包括的支援体制整備のため、令和 7 年度に重層的支援体制整備事業移行準備事業に取り組む。重層的支援体制整備事業への理解を深め、庁内職員の連携体制を構築するため、理事者、管理職を含む庁内全体及び関係機関の職員を交えた学習会（仮）に関する運営支援を行うこと。

(3) 懇話会の運営支援

懇話会の資料作成を行うとともに、議事録（要旨）を作成する。会議は2年度を通して5回程度を想定しているが、甲と協議の上、決定するものとする。

(4) 打合せ支援・助言等

計画策定を円滑に行うため、必要に応じて甲との打ち合わせを随時行うものとし、乙は計画の策定に向けた助言や提案を積極的に行うこと。

障がい者福祉計画

【令和7年度業務】

(1) 計画準備

本業務を円滑に進めるため、調査に必要な資料の収集や、工程の確認等の準備を行う。

(2) 現計画の事後評価

現計画並びに地域福祉に関連する庁内各課及び地域の取り組みについて、達成状況や課題・今後の改善点・方向性等を取りまとめ、現計画の評価検証を行う。

(3) 村民意識調査

障がい者福祉に関する村民の意識調査を行う。

ア アンケートの設計及び調査票の作成

アンケート調査票の設計の際には、下記に示す事項に留意して作成する。

- ① 村民の意識変化について把握するため、過去に実施している地域福祉計画及び障がい者福祉計画に関するアンケート調査と同一の設問を含めること。
- ② 「(2) 現計画の事後評価」に必要と思われる設問を含めること。
- ③ 今後の施策検討等に必要と思われる設問を含めること。
- ④ 返送及びデジタルでの回答を可能とすること。
- ⑤ 対象者は甲が抽出する約1,000人とする。ただし、地域福祉計画の対象と重複する可能性あり。
- ⑥ ①～⑤を踏まえ、甲と協議の上調査票を作成すること。

イ アンケートの実施・集計・分析

乙はアンケート調査票及びアンケート依頼文の印刷、宛名作成、封入等、発送・回収に係る一切の作業を行う。

ウ アンケートのデータ入力及び集計・分析

乙は回収したアンケート調査票を入力、集計及び分析し、甲が別途指示する日に「令和7年度障がい者福祉に関する村民意識調査報告書」を提出すること。

【令和8年度業務】

(1) 現状と課題をふまえた計画骨子案の作成

現計画期間中の事業の取組・事業評価等を基に、計画の基本理念、目標、施策の体系等、計画全体を示す骨子案を作成する。

(2) 計画案の作成

各種調査結果や懇話会等の意見をふまえながら、具体的な施策内容、地域住民や行政、社会福祉協議会等の各主体の役割分担等の検討を行い、計画案を作成する。作成にあたっては、施策・事業の整理を行い、庁内関係課と十分に協議を重ね、本村の現状や課題をふまえるものとする。

【令和7年度、令和8年度共通業務】

(1) 村民の意見を取り入れた計画策定

地域福祉計画策定支援業務において実施した、村民ワークショップ及び関係団体・個人等ヒアリングの結果を本計画策定に反映させること。

(2) 懇話会の運営支援

懇話会の資料作成を行うとともに、議事録（要旨）を作成する。懇話会は2年度を通して5回程度を想定しているが、甲と協議の上、決定するものとする。

(3) 打合せ支援・助言等

計画策定を円滑に行うため、必要に応じて甲との打ち合わせを随時行うものとし、乙は計画の策定に向けた助言や提案を積極的に行うこと。

(データの作成)

- 15 本業務の報告書の現行及び資料については、甲の使用するパソコンの機種及びアプリケーションソフトに対応したものとし、以降データの活用が図れるようなものなるよう留意する。

第3章 成果品

(成果品)

- 16 成果品は次のとおりとし、甲に納入すること。

地域福祉計画

【令和7年度】

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 令和7年度実施報告書 | 1冊 |
| (2) 令和7年度地域福祉に関する村民意識調査報告書 | 1冊 |
| (3) 上記成果品の電子データ（Word版及びPDF版）CD-R | 2枚 |

【令和8年度】

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 計画書 | 1冊 |
| (2) 概要版印刷製本（A4版4色・4ページ程度） | 500部 |
| (3) 令和8年度実施報告書 | 1冊 |
| (4) 上記成果品の電子データ（Word版及びPDF版）CD-R | 2枚 |

障がい者福祉計画

【令和7年度】

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 令和7年度実施報告書 | 1冊 |
| (2) 令和7年度障がい者福祉に関する村民意識調査報告書 | 1冊 |
| (3) 上記成果品の電子データ（Word版及びPDF版）CD-R | 2枚 |

【令和8年度】

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 計画書 | 1冊 |
| (2) 概要版印刷製本（A4版4色・4ページ程度） | 500部 |
| (3) 令和8年度実施報告書 | 1冊 |
| (4) 上記成果品の電子データ（Word版及びPDF版）CD-R | 2枚 |

(所有権)

- 17 成果品の所有権は甲に帰属する。

(留意事項)

- 18 本業務の実施にあたっては、次の内容に留意すること。
 - (1) 準拠する法令等の規定に基づき策定すること。
 - (2) 南箕輪村第6次総合計画、その他関連計画との整合を図ること。
 - (3) 南箕輪村成年後見制度利用促進計画については、南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会で協議された内容を反映するものとする。
 - (4) 本業務は、成果品の提出までとする。
 - (5) アンケート調査実施に伴う郵送料等も本業務に含めるものとする。
 - (6) 懇話会及び庁内関係課との打ち合わせに関わる資料の作成・対応は本業務に含み、受託者以外の出席者に係わる謝礼・報酬・費用弁償等の費用は本業務に含まないものとする。